# 被害状況及び巡回実績報告について

都市公園指定管理者が管理する都市公園・緑地における災害等発生時の被害状況及 び巡回実績報告について、下記のとおり手順と様式を設ける。

#### 1. 目的

災害発生時の被害状況及び巡回実績報告について、統一的な手順と様式を設けることで、迅速に被害状況の把握と巡回実績の確認をすることを目的とする。

## 2. 対象となる災害等

- (1) 市内で以下の警報が発表された場合 大雨(浸水害)、大雨(土砂災害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪
- (2) 市内で以下の特別警報が発表された場合 大雨、暴風、暴風雪、大雪
- (3) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- (4) その他、市より指示のあった場合

#### 3. 手順

都市公園指定管理者は、以下の手順で災害等発生時の被害状況及び巡回実績を市へ報告する。

- (1) 対象となる災害等の発生を確認する。 (市防災メール等)
- (2) 全ての管理する公園・緑地を巡回する。
  - ※ 巡回は、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定された範囲を含む 公園・緑地から優先して実施すること。
- (3) 巡回内容を様式に記入する。
- (4) 午前中に巡回した内容を「第一報」として 13:30 までに市に提出する。
  - ※ 災害の発生状況により巡回の開始が午後となる場合、「第一報」提出期限は市の 指示に従うこと。
- (5) (4)の報告で巡回を完了していない公園・緑地がある場合、巡回を継続し随時報告を提出する。(追加報)

### 4. 様式

別紙「被害状況及び巡回実績報告書」のとおり。

#### 5. その他

大規模な被害の発生を確認した場合には、速やかに市担当者に連絡をすること。

#### 6. 参考

八王子市地域防災計画

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/002/p005684.html

・防災情報をメールで配信

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/online/mail/p005857.html